

第六十七号議案

東京都スポーツ施設条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年二月十九日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都スポーツ施設条例の一部を改正する条例

東京都スポーツ施設条例（平成元年東京都条例第九号）の一部を次のように改正する。
別表十一の部（一）の款イの項中「六八円」を「八三円」に、「三四円」を「四一円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、この条例による改正前の東京都スポーツ施設条例の規定により、既に納付すべきものとされているこの条例の施行の日以後の使用に係る利用料金（夢の島公園アーチェリー場多目的広場の興行等使用に係るものに限る。）については、なお従前の例による。

（提案理由）

利用料金の上限額を改定する必要がある。